ハ　老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用（自身が確保しなければならない費用）の考え方

ニ　現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方

ホ　加入者等が運用の方法を容易に選択できるよう、運用リスクの度合いに応じた資産配分例の提示

第90条第１項第１号中「運用関連運営管理機関」を「個人型運用関連運営管理機関」に、「運用の方法（以下「提示運用方法」という。）は、次条第１項に掲げる運用の方法」を「運用の方法は、第91条第１項に掲げる運用の方法（以下「対象運用方法」という。）」に改め、同条第１項第２号及び３号を次のように改める。

二　個人型運用関連運営管理機関が選定・提示する運用の方法の数は、35以下で、かつ、３以上で選定し、加入者等に提示するものであること。

三　個人型運用関連運営管理機関が選定・提示する運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他次に掲げる基準に従って行われるものであること。

イ　第91条第１項第１号イからニ、第２号イからニ、第３号イからオ、第４号イからハ及び第５号イからハに掲げる運用の方法から３つ以上（簡易企業型年金の場合２つ以上）の区分に該当する運用の方法であること。ただし、第91条第１項第２号ロ、第３号ヌ若しくはル、第４号ロ又は第５号ロ（以下「特定区分」という。）の運用の方法から選定する場合には、当該特定区分の運用の方法から資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して、運用の方法が適切に選定・提示されていれば、特定区分から３以上選定することも可能であること

ロ　対象運用方法のいずれかが第91条第１項第２号ニ又は第３号レからウまでに該当する場合にあっては、これらの対象運用方法以外の対象運用方法を３以上選定すること

ハ　対象運用方法のいずれかが第91条第１項第１号イ若しくはロ、第２号イ、第３号イからホまで、第４号イ又は同条同項第５号イに該当する場合にあっては、これらの対象運用方法以外の対象運用方法を２以上選定すること

第90条第１項中第４号を第５号とし、同条第１項第３号の次に次の１号を加える。

四　個人型運用関連運営管理機関が選定・提示する運用の方法には、第90条の２第１項の規定により指定運用方法を選定した場合には、当該指定運用方法を含めること。

第90条第１項第５号中「運営管理機関」を「個人型運用関連運営管理機関」に改め、同条第２項を削り、第３項を第２項とする。

第90条の次に次の１条を加える。

（指定運用方法の選定）

第90条の２　個人型運用関連運営管理機関は、指定運用方法として、第91条第１項に規定する対象運用方法のうちから１の運用の方法を選定し、加入者に提示することができる。

２　前項の規定により選定した指定運用方法は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　運用の方法に係る物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価格の変動による損失の可能性について、法第65条の規定により自己に係る運営管理業務を行う運営管理機関に指定した加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。

二　当該運用の方法による運用から生ずると見込まれる収益（当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用を控除したものをいう。）について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること

三　第１号の損失の可能性が、前号の見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること

四　当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、第２号の見込まれる収益に照らし、過大でないこと

３　個人型運用関連運営管理機関が指定運用方法を選定するにあたっては、あらかじめ連合会に指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由を提出しなければならない。

４　連合会の理事長は、運営管理機関から第90条の２第３項に規定する指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由の提出を受けた場合は、ホームページに公表し、その内容を直近の策定委員会に報告しなければならない。

第91条第１項中「運用の方法」を「対象運用方法」に改め、同条第１項第１号を次のように改める。

一　預金又は貯金の預入であって次に掲げるもの

イ　預金保険法（昭和46年法律第34号）第２条第１項に規定する金融機関（事務委託先金融機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ハ及びニにおいて「預金保険対象金融機関」という。）を相手方とする預金（外貨預金及び譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和32年政令第135号）第４条第２号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。）を除く。）の預入であって、預金又は貯金の預入の相手方、預金又は貯金の種類及び預入期間ごとに分類されたもの

ロ　農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第２条第１項に規定する農水産業協同組合（事務委託先金融機関の貯金又は預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「貯金保険対象組合」という。）を相手方とする貯金又は預金（外貨貯金及び農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年政令第201号）第６条第１号に規定する譲渡性預金を除く。）の預入であって、預金又は貯金の預入の相手方、預金又は貯金の種類及び預入期間ごとに分類されたもの

ハ　預金保険対象金融機関以外の銀行を相手方とする預金（外貨預金を含み、譲渡性預金を除く。）の預入であって、預金又は貯金の預入の相手方、預金又は貯金の種類及び預入期間ごとに分類されたもの

ニ　預金保険対象金融機関又は貯金保険対象組合を相手方とする外貨預金又は外貨貯金の預入であって、預金又は貯金の預入の相手方、預金又は貯金の種類及び預入期間ごとに分類されたもの

第91条第１項第２号を次のように改める。

二　信託会社（法第８条第１項第１号に規定する信託会社をいい、信託業務を行う金融機関を含む。以下同じ。）への信託であって、次に掲げるもの

イ　信託会社への金銭信託であって、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第６条の規定により元本の補填の契約があり、信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間ごとに分類されたもの

ロ　信託会社への金銭信託（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）であって、信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間ごとに分類されたもの

ハ　ロに掲げる信託会社への信託のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう加入者等の年齢階層ごとに設定するものとして将来の一定の時期を複数設定するもので、信託の契約の相手方及び信託業法（平成16年法律第154号）第26条第１項第６号の信託財産の管理又は処分の方針（将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）ごとに分類されたもの

ニ　信託会社への信託であってその信託財産を１の法人の発行する社債券又は株券（次号において「１法人の発行する社債券等」という。）の売買のみにより運用することを約するもので、信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間ごとに分類されたもの